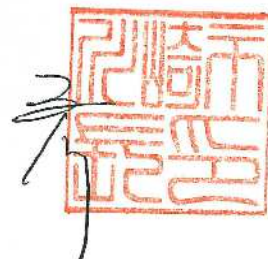


川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 **12** 月 **26** 日

川崎市長

福田 紀



川崎市条例第**82**号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートル」を「表示面積若しくは占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受け、この条例の施行の日前から同日以後引き続き占用し、かつ、占用の期間が1年以内である場合における当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。